

受 付 印		税 務 部		法 人 名 簿	電 算 入 力	整 理 簿
		処 理 事 項				
年 月 日 岡山県 県民局長 殿	フリガナ					
	主たる事務所等の所在地	〒 電話() —				
	県内にある主たる事務所等の所在地	〒 電話() —				
	フリガナ					
	法人名					
	法人番号					
	フリガナ					
	代表者氏名					
通算制度の承認等について、岡山県税条例(昭和29年岡山県条例第37号)第52条の2第2項の規定により届け出ます。						
1 通算制度承認等に伴う事業年度等の事項						
通 算 法 人 の 種 類	☐ 通算親法人 ☐ 通算子法人		区 分	☐ 通算法人となった ☐ 通算法人でなくなった		
上記区分に該当することとなった事由	☐ 通算制度の承認を受けた ☐ 完全支配関係を有することとなった ☐ 通算制度の承認の効力を失った ☐ 通算完全支配関係を有しなくなる等の事実が生じた (原因：) ☐ 通算制度の取りやめの承認を受けた					
事 由 が 生 じ た 日	年 月 日					
通 算 親 法 人 の 最 初 事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで					
通 算 子 法 人 の 適 用 開 始 事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで					
事業年度の特例に関する事項	変更前	通算制度の適用 ☐ 有 ☐ 無 年 月 日から 年 月 日まで				
	変更後	通算制度の適用 ☐ 有 ☐ 無 年 月 日から 年 月 日まで				
		通算制度の適用 ☐ 有 ☐ 無 年 月 日から 年 月 日まで				
		通算制度の適用 ☐ 有 ☐ 無 年 月 日から 年 月 日まで				
2 通算親法人に関する事項(※この届出書を提出する法人が通算子法人の場合に記入してください。)						
フリガナ			法 人 番 号			
法 人 名			法 人 番 号			
フリガナ						
主たる事務所等の所在地	〒 電話() —					
県内にある主たる事務所等の所在地	〒 電話() —					
備考						
添 付 書 類	・事実を証する書類の写し ・登記事項証明書の写し		関 与 税 理 士	電話() —		

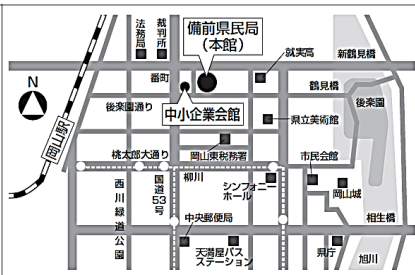
記載要領

- この届出書は、岡山県内に事務所又は事業所を有する法人で、法人税法第64条の9第1項の承認を受け通算法人となったとき（承認があったものとみなされる場合を含みます。）又は同法第64条の10の規定により通算法人でなくなったときに、通算制度の承認又は失効等に伴って生じた地方税法第72条の13に規定する事業年度又は事業年度の特例及びその他の異動変更事項を届け出る場合に使用してください。
- 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。
- 「通算法人の種類」及び「区分」欄は、該当する「□」に「レ」を記入してください。
- 「上記区分に該当することとなった事由」欄は、該当する「□」に「レ」を記入してください。
 - 「通算制度の承認を受けた」には、承認があったものとみなされる場合を含みます。
 - 「通算完全支配関係を有しなくなる等の事実が生じた」とは、法人税法第64条の10第6項各号に掲げる事実が生じた場合をいい、括弧内には、具体的な原因を記載してください。
- 「事由が生じた日」には、「上記区分に該当することとなった事由」が生じた日を記載してください。
- 「通算親法人の最初事業年度」欄には、通算親法人が、通算制度の承認を受けて最初の確定申告書をする又はした事業年度を記載して下さい。
- 「通算子法人の適用開始事業年度」欄には、通算子法人がこの届出書を提出する場合に、法人税における通算制度により納税を行う又は行った最初の事業年度を記載して下さい。
- 「事業年度の特例に関する事項」欄には、通算制度の承認又は失効等の事由が生じたために、地方税法第72条の13に規定する事業年度の特例が生じた法人は、変更前と変更後の事業年度を記載し、当該事業年度における通算制度の適用の有無について該当する「□」に「レ」を記入してください。
- 「2 通算親法人に関する事項」には、この届出書を提出する法人が通算子法人である場合にのみ、通算親法人等の事項を記載してください。
- 「備考」欄には、上記2から9までの事項以外の事項について異動・変更がある場合又はその他特に必要がある場合に記載してください。
- 「事実を証する書類の写し」については、次に掲げる書類の写しを添付してください。
 - 通算法人になった場合
 - 通算制度の承認の申請書（新たに通算制度の適用を受けたとき）
 - 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類（通算グループに後から加入したとき）
 - グループ一覧表
 - 通算法人でなくなった場合
 - 国税庁長官の取りやめの承認の通知（通算制度の適用の取りやめの承認を受けたとき）
 - 税務署長の処分通知（青色申告の承認の取消しの処分を受けたとき）
 - 税務署に提出した通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類又は当該異動事項に関する届出書（上記以外）なお、この届出書を提出する法人が通算子法人である場合には、通算親法人から写しの交付を受け、提出してください。
- 「登記事項証明書の写し」については、届出する異動事項に関し、登記事項の変更が伴う場合に限り登記事項証明書の写しを添付してください。

◎ご相談、提出先は、管轄区域の事務所にお願いします。

備前県民局税務部直税課
〒700-8604
岡山市北区弓之町6-1
Tel 086-233-9816, 086-233-9820

管轄区域
岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、
赤磐市、和気町、吉備中央町



備中県民局税務部課税課
〒710-8530
倉敷市羽島1083
Tel 086-434-7016

管轄区域
倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、
高梁市、新見市、浅口市、早島町、
里庄町、矢掛町



美作県民局税務部課税課
〒708-8506
津山市山下53
Tel 0868-23-1272

管轄区域
津山市、真庭市、美作市、新庄村、
鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、
久米南町、美咲町

